

1. 見直しの背景

1) 背景

鎌倉市においては、都市の骨格を形成する交通ネットワークとして、これまで都市計画道路を決定し整備を進めています。現在でも大船立体事業（小袋谷跨線橋架け替え工事、県施工※）などを進めており、今後も、都市活力の維持や良好な市街地形成を図るためには、整備を進めていく必要があると考えています。

一方で、近年、少子、高齢化や環境問題、厳しい財政状況など都市をめぐる状況は変化しており、都市計画道路についても求められる機能や役割に変化が生じつつある路線も存在することが考えられます。また、都市計画道路の区域内は、都市計画法により建築が制限されることから、都市計画決定以降、長期未着手の路線や区間では地権者の方々の土地利用を長期にわたり制限するという課題も抱えています。

こうした背景を踏まえ、鎌倉市では平成 19 年 6 月に「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という）を策定し、現状での都市計画道路計画に関して個別路線毎の検証作業を進めてきました。

※ 都市計画道路名 3・5・7 号腰越大船線

2) 段階的な見直し作業

今回の見直し作業は、都市計画決定後、長期未着手による長期間にわたる建築制限に対して、廃止や存続などの判断を早期に実施する必要があることから、既に都市計画決定されている路線の必要性等について「基本的な考え方」に基づき整理することを主な作業としています。

今後の鎌倉市の都市計画道路のあり方等の見直しについては、今回の見直し作業だけに留まらず、今後の都市を取り巻く状況の変化や目指すべき将来都市像を踏まえた確に行っていく方針です。

また、将来を見据えた快適な歩行者・自転車ネットワークの整備などの道路環境の抜本的な改善などについては、都市計画の総合的な観点から体系的に位置付ける必要があるため、鎌倉市都市マスタープランや鎌倉市交通マスタープランの改訂において重点的に施策の検討を行い、対応を図る必要があると考えています。

これは、鎌倉市都市マスタープランの評価・検証作業（白書 2011 平成 23 年 3 月）で示された「進展が順調でなかった分野については、従来からの課題に加え、時代状況の変化に伴う新たな課題への取組が必要である。」との方向性に基づき、鎌倉市都市マスタープラン等の見直しの中で、将来を見据えるとともに関連計画との整合を図りつつ行う予定としています。

2. 神奈川県における都市計画道路の見直しの動向

県内 32 市町（都市計画区域外の清川村を除く全市町）のうち、幹線街路がない 3 町（松田町、山北町及び真鶴町）を除く 29 市町が都市計画道路の見直しを行うこととなっており、平成 18 年度末までに全市町が見直しに着手しています。

この 29 市町のうち、対象路線をチェックした結果、見直しすべき路線がないとする 5 町（大磯町、大井町、中井町、箱根町及び湯河原町）を除く 24 市町が、具体的な見直し作業を行っています。

なお、10 市町（横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、綾瀬市及び寒川町）については既に存続・廃止等の分類作業を終え、1 回目の見直し結果を公表し、6 市で廃止やルート変更などの都市計画変更の手続きを行っています（平成 24 年 9 月末現在）。

3. 今回の見直しの方針の着目点

* 建築制限の長期化への対応

長期未着手の路線など事業実施の見込みの立っていない路線において、長期にわたる建築制限により、土地を有効に活用できない等の問題に対する権利者へ配慮し、廃止可能路線や建築制限の緩和を検討する。

* 鎌倉市独自の地域特性への配慮

都市計画道路の必要性の検証項目に、歴史的風土、緑地保全及び景観といった地域特性への配慮を盛り込み、また、現在進行している世界文化遺産登録に向けた構成資産への影響も検討する。

* 防災対応について

東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急避難路、緊急輸送経路など防災機能の確保充実に必要と判断される路線については、他の検証項目によらず存続も視野に入れ検討する。

* 将来の人口減少を見据えた交通需要予測

現在、交通機能が十分でなく、交通混雑が生じている区間については、当面交通需要管理などによるソフト的な手法で対応を検討していくことになるが、将来の人口減少に伴い交通量の負荷は軽減されていくと予想されるため、これを前提として平成 42 年時点を目標年次とする道路交通センサスデータを基に推計を行う。

* 都市計画変更等の範囲

今回の見直しは、平成 19 年に策定した「見直しの考え方」に基づき、主に長期化している未着手路線などの廃止等を視野にいたった必要性の検証を行うものであり、道路の線形や道路の技術的指針である道路構造令の変遷による道路幅員等の見直しは、新たな建築制限が伴うことから、事業実施の見通しが不明な中では都市計画変更は困難であると判断し、区画街路等の廃止対象路線に関わる手続や隣接市との不整合箇所の是正変更などに留めるものとする。

都市計画道路の見直し方針

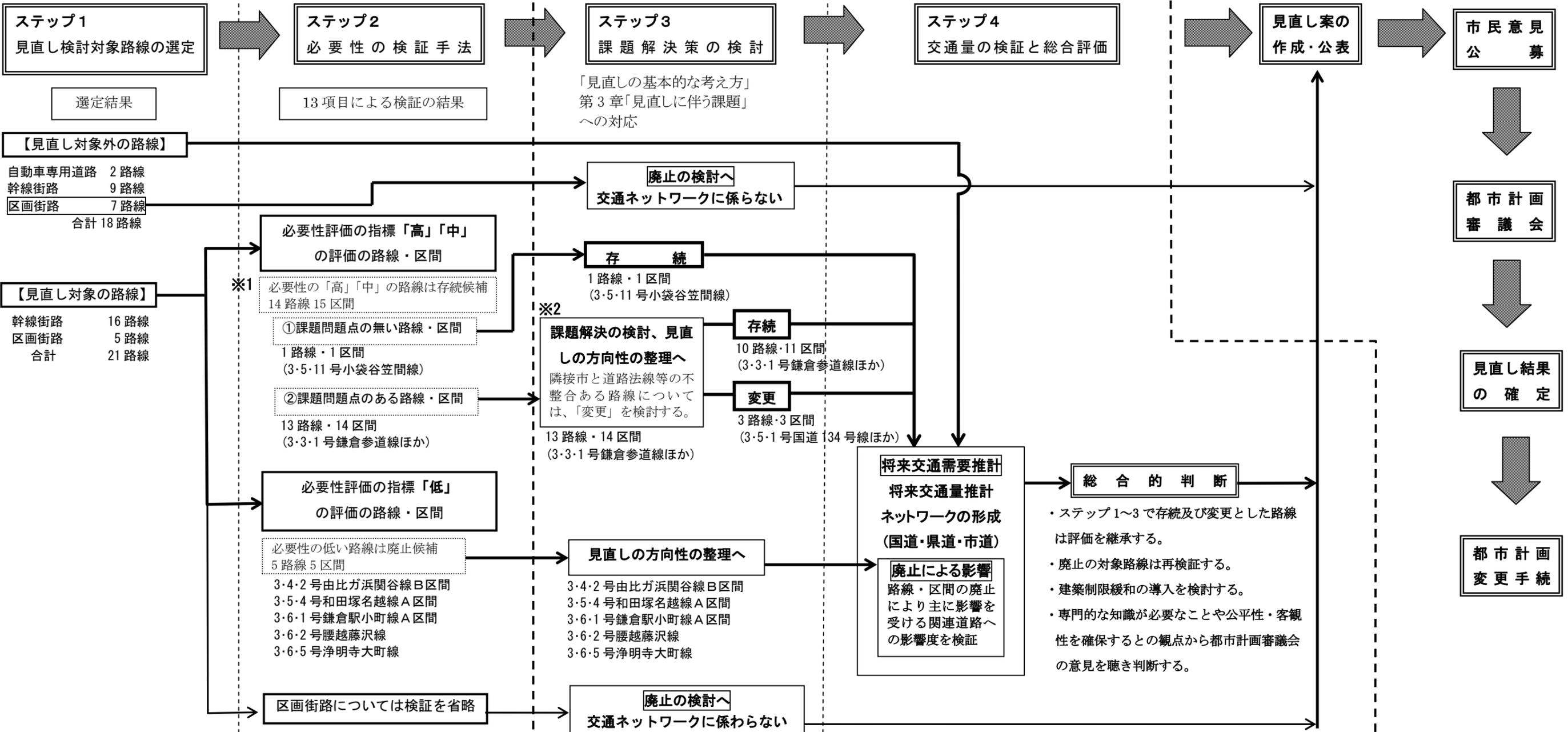
4. これまでの検討の流れ等について

[都市計画道路の見直し中間報告その1]

パブリックコメント実施（平成24年8月15日～9月13日）

[都市計画道路の見直し中間報告その2]

パブリックコメント実施（平成24年11月21日～12月20日）



※1【ステップ2 必要性の評価「高」「中」の路線について】

- ・「高」と評価した必要性が「高く重要」な路線区間は、県の広域計画や市マスタープラン（都市・交通）に位置付けられているなど重要性の高い路線であり、13項目の評価項目の大部分を高と評価したものであるため、見直しの方向性はステップ3において存続としたうえで、この路線区間について課題問題点等がある場合は、解決の方向性についても検討を進めています。
- ・「中」と評価した必要性の「比較的高い」路線区間は、県の広域計画や市マスタープラン（都市・交通）に位置付けられているなど重要性の高い路線であり、13項目の評価項目のうち、歴史的風土・緑地保全・景観に与える影響・市街地形成機能・地形地物との整合など、本市の特性に係る項目について、いずれかの項目で評価減と成っているもの見直しの方向性は、ステップ3において存続としたうえで、路線区間が持つ課題問題点等の解決策の方向性を検討し交通量の検証と総合評価へと検討を進めています。

※2【ステップ3で検討した課題解決策の方向性の「存続・変更」の内容について】

検討を行う時期や現在考える内容などをP5に分類し記載しています。

5. 都市計画道路の見直し結果

【自動車専用道路、幹線街路】

路線数	区分規模番号	①種類	名称	区間	代表幅員(m)	延長(m)	整備状況(%)※		都市計画決定当初決定(旧法決定)	総合的判断	備考
							改良済	概成済			
1	1・3・1	自動車専用	高速横浜環状南線		27	450			県 H7	見直し対象外	
2	1・4・1	自動車専用	横浜湘南道路		18	1,200			県 H12	見直し対象外	
1	3・2・1	主幹線街路	横浜藤沢線		32	1,250	72.0	0.0	県 S47(S44)	見直し対象外	
2	3・3・1	幹線街路	鎌倉参道線		22	1,815	66.1	33.9	県 S47(S13)	存続	
3	3・4・1	幹線街路	鎌倉停車場線		18	55	100.0	0.0	県 S47(S31)	見直し対象外	
4	3・4・2	幹線街路	由比ガ浜閘谷線	A 区間	15 他	全区間 8,600	全区間 42.9	全区間 0.0	県 S47(S31)	存続	
				B 区間	9 他					保留	
				C 区間	18 他					存続	
5	3・4・3	幹線街路	横浜鎌倉線		18	1,750	0.0	65.7	県 S47(S31)	存続	
6	3・4・4	幹線街路	藤沢鎌倉線		16	4,830	65.8	34.2	県 S47(S13)	見直し対象外	
7	3・5・1	幹線街路	国道 134 号線		15	7,000	15.7	84.3	県 S47(S13)	変更	市境部の一部変更
8	3・5・2	幹線街路	原宿六ツ浦線		15	540	75.9	24.1	県 H7(S31)	見直し対象外	
9	3・5・3	幹線街路	大船停車場 谷戸前線		15	1,100	45.5	0.0	市 S47(S31)	存続	
10	3・5・4	幹線街路	和田塚名越線	A 区間	18	全区間 1,800	全区間 0.0	全区間 56.1	市 S47(S31)	廃止	注 1 *
				B 区間	12					変更	市境部の一部変更
11	3・5・5	幹線街路	長谷大町線		12	1,400	0.0	100.0	県 S47(S31)	見直し対象外	
12	3・5・6	幹線街路	長谷常盤線		12	1,800	0.0	96.7	県 S47(S31)	存続	
13	3・5・7	幹線街路	腰越大船線		12	6,340	37.1	57.1	県 H18(S13)	存続	
14	3・5・8	幹線街路	大船停車場藤沢線		12	1,800	100.0	0.0	市 S47(S31)	見直し対象外	
15	3・5・9	幹線街路	阿久和鎌倉線		12	650	0.0	50.8	県 S47(S31)	見直し対象外	
16	3・5・10	幹線街路	大船停車場 小袋谷線		12	1,470	74.8	10.2	市 H18(S31)	変更	大船駅東口再開発事業関連
17	3・5・11	幹線街路	小袋谷笠間線		12	1,380	15.2	84.8	市 S47(S31)	存続	
18	3・5・12	幹線街路	金沢鎌倉線		12	2,300	18.7	81.3	県 S47(S31)	存続	
19	3・6・1	幹線街路	鎌倉駅小町線	A 区間	全区間	全区間 200	全区間 0.0	全区間 0.0	市 S47(S13)	廃止	注 1 *
				B 区間	11					存続	
20	3・6・2	幹線街路	腰越藤沢線		11	560	0.0	100.0	県 S47(S13)	廃止	注 1 *
21	3・6・3	幹線街路	鎌倉大町線		8	1,150	13.9	86.1	県 S47(S16)	見直し対象外	
22	3・6・4	幹線街路	小町材木座線		8	2,200	0.0	100.0	市 S47(S22)	存続	
23	3・6・5	幹線街路	浄明寺大町線		8	1,600	0.0	18.8	市 S47(S31)	廃止	注 1 *
24	3・6・6	幹線街路	大船駅岡本線		9	1,600	100.0	0.0	市 S47(S31)	見直し対象外	
25	3・6・7	幹線街路	雪ノ下大船線		8	4,280	2.8	97.2	県 S47(S31)	存続	

【区画街路】

路線数	区分規模番号	①種類	名称	代表幅員(m)	延長(m)	整備状況(%)※		都市計画決定当初決定(旧法決定)	総合的判断	備考
						改良済	概成済			
1	7・6・1	区画街路	光明寺通り	8	200	100.0	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
2	7・6・2	区画街路	魚勤通り	8	310	54.8	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
3	7・7・1	区画街路	二楽荘通り	4	223	100.0	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
4	7・7・2	区画街路	久保通り	6	180	100.0	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
5	7・7・3	区画街路	稲瀬川通り	6	290	15.5	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
6	7・7・4	区画街路	五所神社通り	6	150	0.0	60.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
7	7・7・5	区画街路	扇ガ谷鉄道東通り	4	350	57.1	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
8	7・7・6	区画街路	塔ノ辻通り	4	240	100.0	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
9	7・7・7	区画街路	権五郎神社通り	4	40	100.0	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
10	7・7・8	区画街路	上河原通り	4	50	100.0	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
11	7・7・9	区画街路	モリソン通り	6	120	0.0	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*
12	7・7・10	区画街路	桶川通り	4	70	100.0	0.0	市 S47(S22)	廃止	注 2*

※ 整備状況

計画延長 61,343m 整備率 80.3%

改良済み+概成済み 合計 49,258m (改良済み 20,223m 概成済み 29,035m)

改良済み 道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路の状態。

概成済み 改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね計画幅員の2/3以上または4車線以上)を有する道路の状態。

[引続き改良済み(計画副員)までの整備が必要と考えられる区間です。]

注 1* 未着手や概成済みであり、今後も改良済みとなるまで整備が必要であると考えていましたが、ステップ 2 で必要性が低いとの評価により廃止候補とし、総合的判断の結果においても廃止とした路線・区間です。

注 2* 区画街路は、昭和 22 年に戦後のいわゆる疎開跡地道路として都市計画決定されたもので、戦時中の市街地の延焼防止を目的とする防空法により建物の移設を計画または実施した跡地であり、交通ネットワークに直接係らないことなどから 1 2 路線全てを「廃止」としました。(詳細は、分冊 2P8 参照。)

◆ 都市計画道路の見直し方針(案)については、平成 19 年に策定した「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」に基づき、中間報告その 1、その 2 の中で段階的に検討作業を進めてきました。

(中間報告その 1 ステップ 1 見直し対象路線の選定・ステップ 2 必要性の検証手法)

(中間報告その 2 ステップ 3 課題解決策の検討・ステップ 4 交通量の検証と総合評価)

その結果、一覧表のとおり、全 39 路線 43 区間のうち変更を予定する路線・区間は、3 路線 3 区間

廃止を予定する路線・区間は、16 路線 16 区間

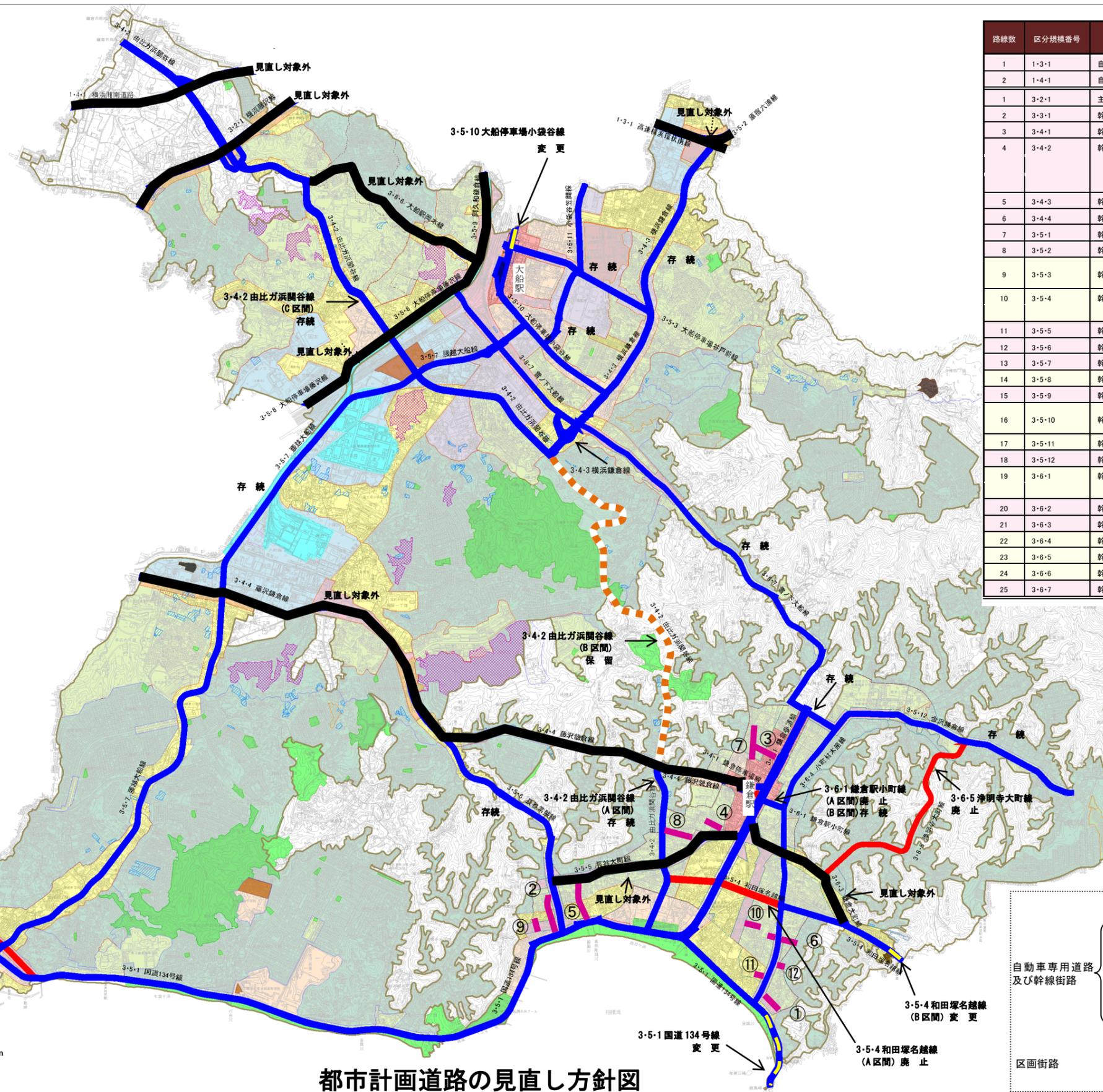
総合判定を保留とする路線・区間は、1 路線 1 区間 となりました。

凡例

	市街化調整区域
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

凡例

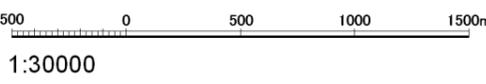
	都市計画河川
	都市計画公園・緑地
	下水道処理場・ポンプ場
	ごみ焼却場・ごみ処理場・し尿処理場
	土地区画整理事業
	市街地再開発事業
	高度利用地区
	その他都市施設
	防火地域
	準防火地域
	地区計画区域
	生産緑地地区
	風致地区
	景観地区
	特別緑地保全地区
	市街化区域・市街化調整区域界



路線数	区分規模番号	①種類	名称	総合的判断
1	1-3-1	自動車専用	高速横浜環状南線	見直し対象外
2	1-4-1	自動車専用	横浜湘南道路	見直し対象外
1	3-2-1	主幹線街路	横浜藤沢線	見直し対象外
2	3-3-1	幹線街路	鎌倉参道線	存続
3	3-4-1	幹線街路	鎌倉停車場線	見直し対象外
4	3-4-2	幹線街路	由比ガ浜開谷線	存続
				保留
				存続
5	3-4-3	幹線街路	横浜鎌倉線	存続
6	3-4-4	幹線街路	藤沢鎌倉線	見直し対象外
7	3-5-1	幹線街路	国道134号線	変更
8	3-5-2	幹線街路	原宿六浦線	見直し対象外
9	3-5-3	幹線街路	大船停車場	存続
			谷戸前線	
10	3-5-4	幹線街路	和田塚名越線	廃止
				変更
11	3-5-5	幹線街路	長谷大町線	見直し対象外
12	3-5-6	幹線街路	長谷常盤線	存続
13	3-5-7	幹線街路	腰越大船線	存続
14	3-5-8	幹線街路	大船停車場藤沢線	見直し対象外
15	3-5-9	幹線街路	阿久和鎌倉線	見直し対象外
16	3-5-10	幹線街路	大船停車場	変更
			小袋谷線	
17	3-5-11	幹線街路	小袋谷笠間線	存続
18	3-5-12	幹線街路	金沢鎌倉線	存続
19	3-6-1	幹線街路	鎌倉駅小町線	廃止
				存続
20	3-6-2	幹線街路	腰越藤沢線	廃止
21	3-6-3	幹線街路	鎌倉大町線	見直し対象外
22	3-6-4	幹線街路	小町材木座線	存続
23	3-6-5	幹線街路	浄明寺大町線	廃止
24	3-6-6	幹線街路	大船駅岡本線	見直し対象外
25	3-6-7	幹線街路	雪ノ下大船線	存続

区画街路……廃止

路線数	区分規模番号	名称
1	7-6-1	光明寺通り
2	7-6-2	魚助通り
3	7-7-1	二楽荘通り
4	7-7-2	久保通り
5	7-7-3	福瀬川通り
6	7-7-4	五所神社通り
7	7-7-5	扇ガ谷鉄道東通り
8	7-7-6	塔ノ辻通り
9	7-7-7	権五郎神社通り
10	7-7-8	上河原通り
11	7-7-9	モリソン通り
12	7-7-10	桶川通り



凡例

	【見直し対象外】
	【存続】
	【変更】
	【廃止】
	【保留】今後の状況を見ながら再検証を行う路線
	全て【廃止】

自動車専用道路及び幹線街路

区画街路

6. 総合的判断の解説

評価の表示

今回の見直しは、都市計画道路の必要性、課題・問題点を洗い出し、解決方法等の案を導き出すとともに、見直し方針確定後に手続の実施を予定するものと長期的（将来）に計画するものとに分類し、「存続」「変更」等の方向性について次のように考えました。

【見直し対象外】	【ステップ1】の結果により、見直しの対象外とした路線
【存続】	長期的（次回見直し以降）に計画を検討する路線
【変更】	見直し方針確定後、都市計画手続を予定する路線
【廃止】	見直し方針確定後、都市計画手続を予定する路線
【保留】	今後の状況を見ながら、再検証を行う路線

ア) 道路環境の抜本的改善である歩道空間の確保や景観形成などに係る事項

（【ステップ3】の表中、**長期的検討**と表示）

「都市計画道路の見直し方針」第1章、1.見直しの背景 2)段階的な見直し作業

イ) 道路の技術的指針である道路幅員等に係る事項 （【ステップ3】の表中、**長期的検討**と表示）

「都市計画道路の見直し方針」第1章、4.今回の見直しの方針の着目点

* 必要最小限度の都市計画変更

ウ) 防災対応に関する事項

鎌倉市の災害対策（緊急避難・緊急輸送・復旧・復興）上、必要性があると認められる路線は、
存続を含め対応を検討 （【ステップ3】の表中、**その他の変更候補**と表示）

「都市計画道路の見直し方針」第1章、4.今回の見直しの方針の着目点

* 防災対応について

【見直し対象外】

ア. 自動車専用道路であり広域的な幹線街路 2路線

1・3・1号高速横浜環状南線、1・4・1号横浜湘南道路

イ. 長期未着手の事項に該当しない幹線街路 9路線

3・2・1号横浜藤沢線、3・4・1号鎌倉停車場線、3・4・4号藤沢鎌倉線、3・5・2号原宿六浦線、

3・5・5号長谷大町線、3・5・8号大船停車場藤沢線、3・5・9号阿久和鎌倉線、3・6・3号鎌倉大町線、

3・6・6号大船駅岡本線

【存続】

ア. 次回以降に計画を検討する路線 道路の構造の技術的基準に関する事項 5路線6区間

3・4・2号由比ガ浜関谷線 A区間（起点国道134号線～藤沢鎌倉線までの区間）、
C区間（横浜鎌倉線合流部～終点関谷東正院までの区間）、

3・5・11号小袋谷笠間線、3・5・12号金沢鎌倉線、

3・6・4号小町材木座線、3・6・7号雪ノ下大船線

イ. 次回以降に、長期的に計画を検討する路線 道路の構造の技術的基準、課題問題点、新たな防災関係の指針及び基準計画に関する事項 6路線6区間

3・3・1号鎌倉参道線、3・4・3号横浜鎌倉線、3・5・3号大船停車場谷戸前線、

3・5・6号長谷常盤線、3・5・7号腰越大船線、

3・6・1号鎌倉駅小町線 B区間（鎌倉参道線合流部～終点小町材木座線）

【変更】見直し方針確定後、都市計画手続を予定する路線 3路線3区間

3・5・1号国道134号線……市境不整合

3・5・4号和田塚名越線 B区間（小町材木座線～終点逗子市境までの区間）……市境不整合

3・5・10号大船停車場小袋谷線……市境不整合（大船駅東口再開発事業で調整）

【廃止】見直し方針確定後、都市計画手続を予定する路線 4路線4区間

3・5・4号和田塚名越線 A区間（起点由比ガ浜関谷線～小町材木座線までの区間）、

3・6・1号鎌倉駅小町線 A区間（起点鎌倉駅東口駅前広場～鎌倉参道線合流部）

3・6・2号腰越藤沢線、3・6・5号浄明寺大町線

区画街路の全路線 12路線 ※

※区画街路は、全ての路線で現道が存在するため道路自体は、今後も存在する。

【保留】今後の状況を見ながら再検証を行う路線 1路線1区間

3・4・2号由比ガ浜関谷線 B区間（藤沢鎌倉線～横浜鎌倉線までの区間）

都市計画道路の見直し方針

7. 見直し方針による都市計画手続

本方針により変更廃止が確定した路線区間については、関係機関等との協議調整を行うとともに、条例や法令に基づく周知等を図りながら都市計画の手続を進めていきます。

8. 見直し方針（案）に依らない都市計画変更が必要な場合の方針

本方針(案)以外の理由で都市計画変更を行う場合は、次の優先性を考慮し実施するものとします。

- 1) 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整・開・保」という。）（平成 21 年 9 月 18 日告示）において示されている「概ね 10 年以内に整備することを予定する路線」に係る事業実施のために必要な都市計画変更等は、関係機関と協調し手続を行う。
- 2) 鎌倉市第 3 次総合計画第 2 期基本計画（後期実施計画）で確実に事業計画の採択が見込まれる事業については、必要に応じて都市計画変更等の手続を行う。
- 3) 今回の都市計画道路も関連する市街地再開発事業若しくは区画整理事業などについては、事業実施が確実であるとの見込みがついた場合、適切な時期に当該事業が影響する範囲について、必要に応じて都市計画変更等の手続を行う。
- 4) その他、災害の発生等により、早急な整備を要する場合に伴う手続は、関係機関と調整し手続を行う。

9. 今後の見直しの予定

都市計画道路見直しは今回で終了するものではなく、鎌倉市の将来像を見据えつつ概ね 10 年間のスパン（評価検証は 5 年）で実施し継続して行くことを原則とし、今後示される災害対策に関する国県等から示される基準、及び市が実施した社会実験等を踏まえた交通需要管理の方策などの進捗状況を踏まえた反映を行う必要があります。

こうした将来を見据えた対応などについては、都市計画の総合的な観点から体系的に位置付ける必要があるため、鎌倉市都市マスタープランや鎌倉市交通マスタープランの改訂において重点的に施策の検討を行い、対応を図る必要があると考えています。

これは、鎌倉市都市マスタープランの評価・検証作業（白書 2011 平成 23 年 3 月）で示された「進展が順調でなかった分野については、従来からの課題に加え、時代状況の変化に伴う新たな課題への取組が必要である。」との方向性に基づき、鎌倉市都市マスタープラン等の見直しの中で、将来を見据えるとともに関連計画との整合を図りつつ行っていく必要があるためです。

10. 計画区域内の都市計画制限の緩和

1) 建築制限緩和の導入

都市計画道路見直しの基本的な考え方では、「見直し結果、事業実施の見込みを勘案のうえ、建築制限の緩和を行っていく。」としています。緩和については、現在事業認可を取得し、整備期間が明確となっている路線、及び事業化に向けて計画中の路線以外は、全て緩和の対象とする予定です。

2) 建築制限緩和の内容（都市計画法第 53 条関連事項）

基本的な考え方では、「緩和の内容は県及び近隣市の緩和内容を勘案して検討していく。」としており、概ね次のような緩和内容を予定し、別途運用基準等を策定したうえで緩和を行っていくものとします。

ア. 階数の緩和

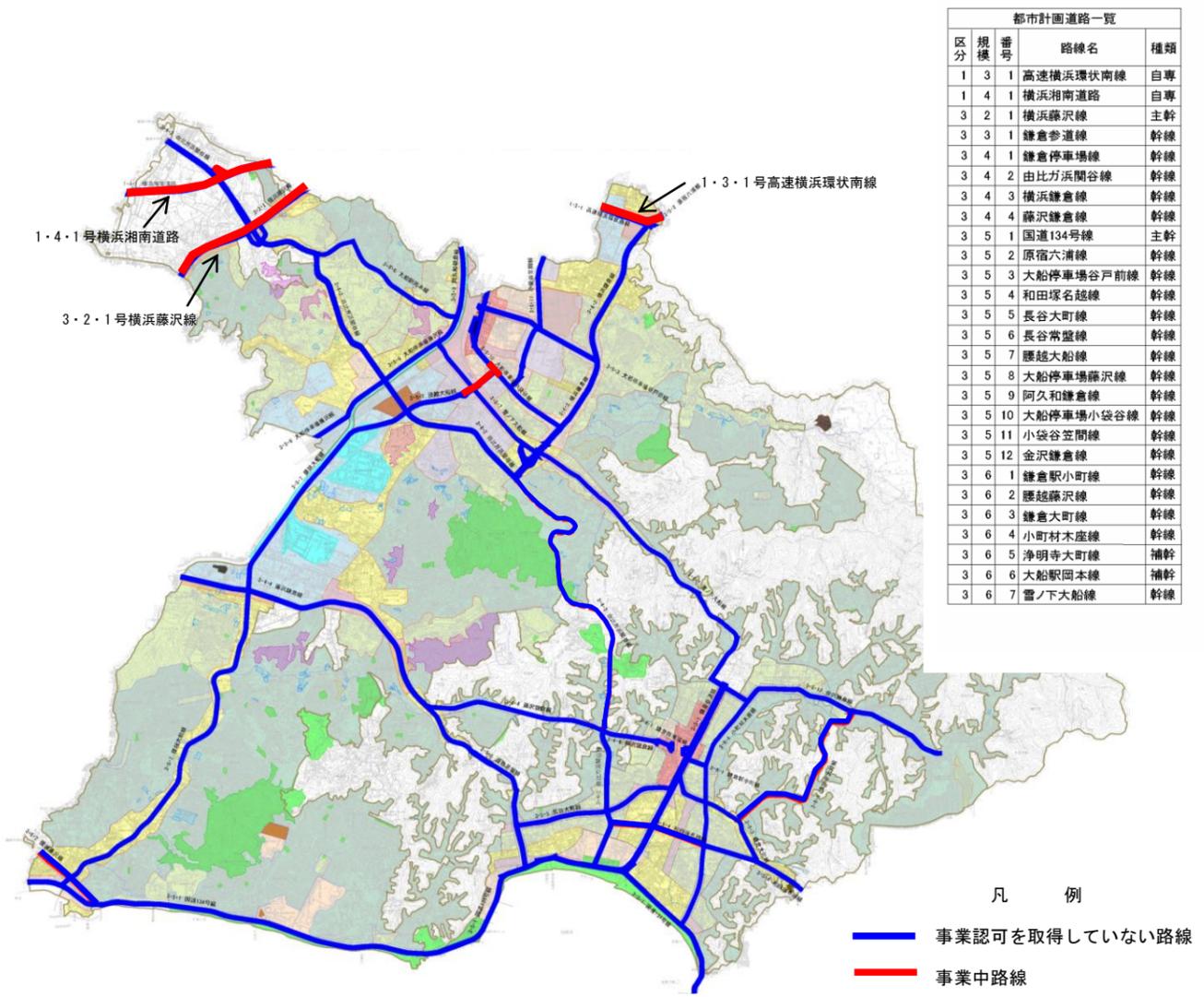
3 階建てまで可（現行 2 階建てまで）。地下階は不可。

ただし、地形的に掘込みでしか車庫が設置できない場合は、一定の条件下での掘込み車庫は可とする。

イ. 建物の構造

【現行】木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造物であること(都市計画法第 54 条第 3 項)。

緩和しない。
（※容易に移転し、又は除却できる構造とする必要があるため。）



都市計画道路における事業認可状況